

### 2-6-3. 医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動の際の手続について

保健医療番号が有る場合は、図 2-6-3-1 のとおり、利用者が保健医療番号を新保険者に届け出ることにより、旧医療保険者からの資格喪失通知を新保険者に持参せずとも簡便な手続が可能だが、保健医療番号が無い場合は、図 2-6-3-2 のとおり、旧保険者が発行した資格喪失通知を新保険者に持参する必要がある。

既に社会保障カードがあり、医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動が生じた際に本人を同定する方法について、保健医療番号が有る場合と無い場合について、それぞれ図 2-6-3-1、図 2-6-3-2 に示す。

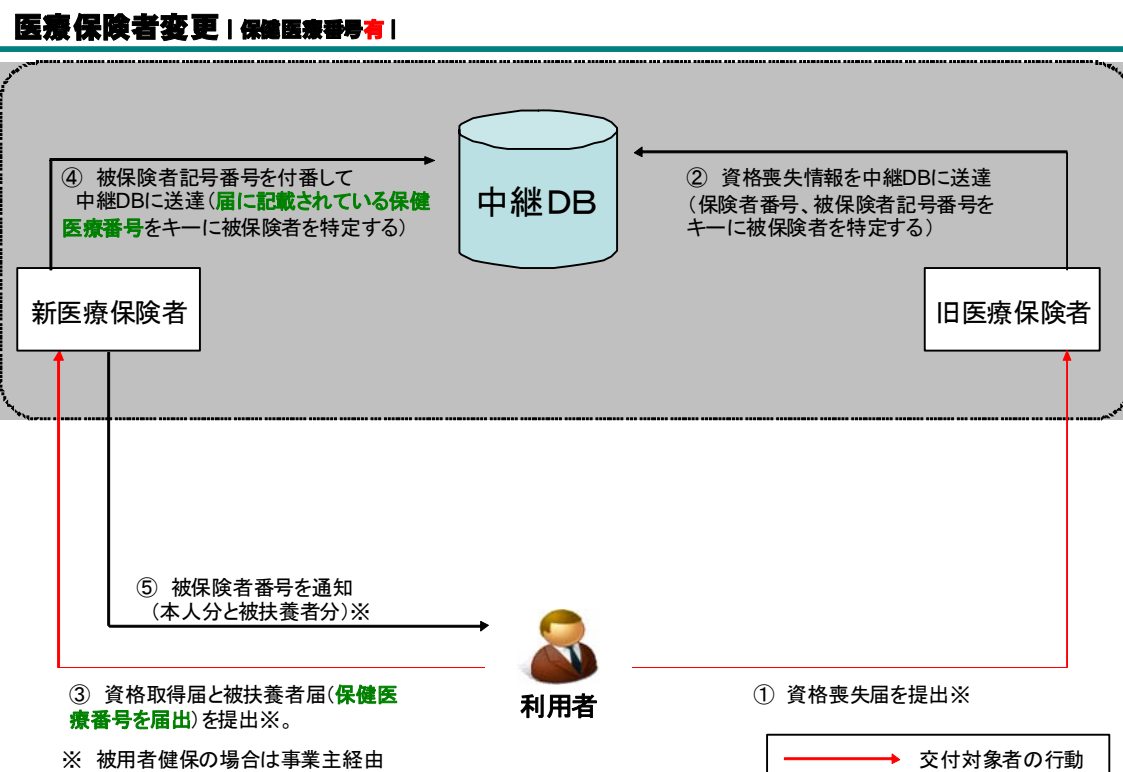


図 2-6-3-1 保健医療番号が有る場合の医療保険者変更フロー